平成２６年（へ）第４号
沖縄県沖縄市池原１―21―９
申立人　水巧房こと　照屋寿美子
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月22日
平成26年４月16日　那覇簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＡ65982
金額　1,795,784円
支払期日　平成26年４月３日
支払地　沖縄県那覇市
支払場所　株式会社琉球銀行本店営業部
振出日　平成25年12月５日
振出地　沖縄県那覇市
振出人　ヤシマ工業株式会社　代表取締役社長　仲田　一郎
受取人　水巧房
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第１号
岐阜県岐阜市江添１丁目１番１号
申立人　株式会社ヒマラヤ
代表者代表取締役　野水　優治
権利を争う旨の申述の終期　平成26年８月11日
平成26年４月21日　岐阜簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＢ02646
金額　5,000,000円
支払期日　平成26年５月20日
支払地　岐阜市
支払場所　株式会社大垣共立銀行岐阜支店
振出日　平成26年２月20日
振出地　岐阜県
振出人　株式会社ヒマラヤ　代表取締役　野水　優治
受取人　株式会社アックス
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２６年（家）第１号
島根県益田市遠田町1789番地21
申立人　島田　謙一
本籍島根県益田市遠田町73番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　島田　友亮
昭和16年２月６日生
届出期間満了日　平成26年６月25日
松江家庭裁判所益田支部

失踪宣告

平成２５年（家）第２３１６号
本籍北海道札幌市中央区大通西17丁目１番地、最後の住所不明
不在者　鳴海マリヤマクシン
昭和32年12月17日生
平成26年４月16日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第５１０号
本籍茨城県水戸市赤塚２丁目2018番地48、最後の住所北海道苫小牧市春日町２丁目６番５号　葵マンション３号
不在者　根本　勇治
昭和21年11月10日生
平成26年４月17日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所苫小牧支部裁判所書記官

平成２５年（家）第６３２号
本籍千葉市花見川区幕張町３丁目865番地、最後の住所千葉市花見川区幕張町３―865
不在者　鳥光　妙子
昭和25年４月11日生
平成26年４月18日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第９６２１号
本籍愛媛県伊予市中山町出渕２番耕地４番地、最後の住所大分県別府市大字別府1122番地
不在者　梅原ハルミ
昭和22年４月13日生
平成26年４月18日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２５年（家）第８２２９号
本籍大阪府豊中市二葉町１丁目５番、住所大阪市西成区潮路２丁目３番16号　北尾文化寺南方
申立人（失踪者）　佐藤　富江
昭和27年９月26日生
平成26年４月15日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第４０３号
本籍高知県高知市春野町弘岡中176番地、住所大阪府守口市藤田町４―11―３
失踪者　笠原　順子
昭和26年１月６日生
平成26年４月15日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１２５０号
本籍福井県福井市手寄２丁目３番、住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目６番９号　ニュー銀座202号
失踪者　島田　英雄
昭和27年１月８日生
平成26年４月15日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

平成２５年（へ）第５号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利の失権を宣言する。
長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地
申立人　立科町
代表者町長　小宮山和幸
権利の届出の終期　平成26年４月11日
平成26年４月14日　佐久簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地
所在　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平
地番　591番
地目　原野
地積　1044㎡
２登記受付年月日・受付番号　長野地方法務局佐久支局昭和47年９月28日受付第5019号
３登記した権利の内容
原因　昭和47年８月20日転貸
借賃　3・3㎡１年60円
支払期　毎年６月末日
存続期間　昭和44年６月30日より昭和64年６月29日まで
特約　転貸ができる
転借権者　東京都新宿区西新宿四丁目37番16号　堀田　里子

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県西宮市里中町１丁目２番８号
債務者　甲神住研株式会社
代表者代表取締役　山下　康洋
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺岡　良祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午前10時
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８１号
広島市安佐南区相田５丁目15番22号
債務者　株式会社シラカワ建装
代表者代表取締役　白川　貴之
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　泰輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午後１時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１７号
兵庫県姫路市大津区北天満町111番地
債務者　株式会社マナホーム
代表者代表取締役　木本　達也
１　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　貴司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月24日午前10時20分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４５号
愛知県蒲郡市神明町６番６号ＣＨ蒲郡神明603号
債務者　株式会社オフィス51
代表者代表取締役　鈴木久二好
１　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　克彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部